

熊本県公報

第 1 1 6 9 2 号
平成 20 年 5 月 12 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護) …… (高齢者支援総室) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護) …… (") 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護) …… (") 2
- 保安林の指定に関する予定 …… (森林保全課) 2
- 障害者自立支援法に基づく変更の届出 …… (障害者支援総室) 2
- " …… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定 …… (") 3
- " …… (") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護) …… (高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護) …… (") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護) …… (") 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護) …… (") 4
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護) …… (") 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護) …… (") 4
- 農地法第 62 条第 2 項の規定に基づく土地配分計画 …… (農業経営課) 4
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護) …… (高齢者支援総室) 5

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任 …… (農村計画・技術管理課) 5
- " …… (") 6
- " …… (") 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出 …… (商工政策課) 7
- 熊本県情報システムの在り方見直しに係る調査業務に伴う提案募集 …… (行政経営課) 7
- 平成 20 年度地籍調査事業に関する事業計画 …… (農村整備課) 8
- 土地改良事業の工事完了 …… (農村計画・技術管理課) 9
- 土地改良区役員の退任及び就任 …… (") 9
- 開発行為工事完了公告 …… (建築課) 9
- 長洲都市計画用途地域の変更 …… (都市計画課) 10
- 長洲都市計画臨港地区の変更 …… (") 10
- 熊本都市計画公園 4・4・9 号嘉島町運動公園 …… (") 10

登 載 依 頼

- 政治資金規正法第 17 条第 2 項適用団体 …… (選挙管理委員会) 10
- 裁決手続開始決定 …… (用地対策課) 11

正 誤

- 平成 20 年 4 月 25 日付け熊本県公報第 11686 号中 …… (人事委員会) 12

告 示

熊本県告示第 469 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
希望 八代市興善寺町 495 番地 1	社会福祉法人龍峯会	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 470 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業

所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
希望 八代市興善寺町 495 番地 1	社会福祉法人龍峯会	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 471 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
希望 八代市興善寺町 495 番地 1	社会福祉法人龍峯会	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 472 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字不戸敷 634 の 4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字不戸敷 634 の 4（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 473 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 多良木町社会福祉協議会 多良木町訪問介護事業所 居宅介護及び重度訪問介護	主たる事務所の所在地及び事業所の所在地	球磨郡多良木町大字多良木 1586 番地	球磨郡多良木町大字多良木 1571 番地 1	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 474 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
----------------------	----------	--------	--------	-------

社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター天草 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	天草市天草町高浜南 721 番地	天草市天草町高浜南 501 番地 1	平成 20 年 4 月 1 日
--	---------	------------------	--------------------	-----------------

熊本県告示第 475 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
Guoup Home さくらサポート 玉名市繁根木 215-1	社会福祉法人 博心会 玉名郡和水町下津原 3951 渡邊 利一	平成 20 年 5 月 1 日	4320400163	共同生活援助

熊本県告示第 476 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
環境と福祉を結ぶ会 グループ・エコ 水俣市丸島町 1 丁目 2 番 7 号	特定非営利活動法人環境と福祉を結ぶ会 グループ・エコ 水俣市浜町 3 丁目 2 番 7 号 窪 一巳	平成 20 年 5 月 1 日	4310700119	就労移行支援（一般型）

熊本県告示第 477 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヒューマンライフケア細工町の湯 熊本市細工町三丁目 7 番 2 号	ヒューマンリソシア株式会社	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 478 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヒューマンライフケア細工町の湯 熊本市細工町三丁目 7 番 2 号	ヒューマンリソシア株式会社	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 479 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
へるぱーすてーしょん七つの子 熊本市新町三丁目 4 番 2 号兵庫屋ビル	有限会社ふくし村	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 480 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
へるぱーすてーしょん七つの子 熊本市新町三丁目 4 番 2 号兵庫屋ビル	有限会社ふくし村	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 481 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス暖暖 八代市鏡町鏡 553 番地 4	株式会社暖暖	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 482 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス暖暖 八代市鏡町鏡 553 番地 4	株式会社暖暖	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 483 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 62 条第 2 項の規定に基づく土地配分計画を次のとおり作成した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

地区名	所 在	相手方の区分	用 途	口 数	売渡予定面積 (平方メートル)
黒肥地村	球磨郡多良木町大字黒肥地字堂手 2895	増反	農地	1	2,234
	計			1	2,234

熊本県告示第484号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年5月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
希望 八代市興善寺町495番地1	社会福祉法人龍峯会	平成20年5月1日

公 告

熊本県公告第342号

熊本市に事務所を置く白川西南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成20年5月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岡田 健士	熊本市会富町209番地
理事	竹野 靖雄	熊本市土河原町626番地2
理事	上野 清耕	熊本市今町160番地
理事	村上 保雄	熊本市孫代町186番地
理事	木村 正	熊本市八分字町3114番地
理事	田中 泰暢	熊本市無田口町1611番地
理事	北野 保	熊本市浜口町887番地
理事	杉本 廣海	熊本市白石町730番地
理事	戸田 孝之	熊本市沖新町278番地
理事	前田 守	熊本市沖新町3403番地
理事	松原 八州雄	熊本市沖新町1377番地
理事	吉田 信利	熊本市中島町737番地
理事	浅野 友義	熊本市中島町1882番地
理事	丸山 靖次	熊本市中原町375番地1
監事	西村 章	熊本市並建町252番地
監事	末永 憲雄	熊本市会富町1400番地
監事	植長 信雄	熊本市畠口町47番地
監事	古閑 久恭	熊本市沖新町854番地
就任		
理事	岡田 健士	熊本市会富町209番地
理事	益城 益光	熊本市土河原町283番地
理事	植村 尚文	熊本市砂原町1194番地
理事	中村 信夫	熊本市八分字町513番地
理事	木村 篤	熊本市八分字町2210番地
理事	北野 保	熊本市浜口町887番地
理事	田中 泰暢	熊本市無田口町1611番地
理事	米村 昌昭	熊本市並建町395番地
理事	吉見 輝雄	熊本市沖新町667番地2
理事	林田 孝則	熊本市沖新町132番地
理事	古閑 久恭	熊本市沖新町854番地

理事	上坂 貴幸	熊本市中原町 1321 番地 1
理事	古川 泉	熊本市中島町 1926 番地 2
理事	北村 義春	熊本市中島町 1102 番地 3
監事	細田 秀人	熊本市会富町 748 番地
監事	清島 重人	熊本市白石町 291 番地 2
監事	植村 清一	熊本市畠口町 110 番地
監事	島川 功	熊本市中原町 949 番地

熊本県公告第 343 号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	浜田 洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
理事	中村 勝雄	八代郡氷川町島地 759 番地 2
理事	増住 公成	八代郡氷川町鹿島 125 番地
理事	泉 一憲	八代郡氷川町鹿島 422 番地
理事	上村 修	八代郡氷川町鹿野 720 番地 1
理事	河野 俊光	八代郡氷川町鹿野 125 番地 2
理事	小林 満雄	八代郡氷川町網道 1473 番地
理事	宮崎 久義	八代郡氷川町網道 135 番地
理事	米村 清人	八代郡氷川町網道 1538 番地
理事	梅田 滝男	八代郡氷川町網道 878 番地 1
理事	石原 憲治	八代郡氷川町若洲 92 番地
理事	高橋 千秋	宇城市小川町不知火 14 番地
理事	村上 恵	八代郡氷川町野津 718 番地
理事	松田 達之	八代郡氷川町野津 4162 番地
理事	木村 秀征	八代郡氷川町野津 2688 番地
理事	本田 隆雄	八代郡氷川町高塚 605 番地
理事	橋本 茂昭	八代郡氷川町新田 282 番地
理事	上田 克彦	八代郡氷川町大野 285 番地 4
理事	松田 忠一	八代郡氷川町中島 294 番地
理事	島崎 裕二	八代郡氷川町椿 512 番地
理事	西田 直	八代郡氷川町有佐 115 番地
理事	橋本 敏雄	八代郡氷川町早尾 1661 番地
監事	田河 秀幸	八代郡氷川町島地 107 番地
監事	米村 和弘	八代郡氷川町高塚 1891 番地
監事	宮崎 繁晴	八代市鏡町中島 193 番地 1
就任		
理事	浜田 洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
理事	宇田 義則	八代郡氷川町島地 31 番地
理事	米本 厚郎	八代郡氷川町鹿島 15 番地
理事	増住 隆	八代郡氷川町鹿島 717 番地
理事	濱田 敏昭	八代郡氷川町鹿野 634 番地
理事	河野 俊光	八代郡氷川町鹿野 125 番地 2
理事	井上 秋廣	八代郡氷川町網道 1444 番地
理事	塚本 正孝	八代郡氷川町網道 566 番地 2

理事	坂田 道雄	八代郡氷川町網道 73 番地
理事	丸石 利弘	八代郡氷川町網道 10 番地
理事	富岡 広	八代郡氷川町若洲 81 番地
理事	池田 正一	宇城市小川町不知火 15 番地
理事	岩村 昭二	八代郡氷川町野津 1087 番地
理事	高木 浩一	八代郡氷川町野津 4574 番地
理事	緒方 真二	八代郡氷川町野津 3095 番地
理事	滝本 博由	八代郡氷川町高塚 1314 番地
理事	田村 義勝	八代郡氷川町高塚 1895 番地 1
理事	坂本 悦男	八代郡氷川町大野 842 番地 2
理事	松田 忠一	八代郡氷川町中島 294 番地
理事	久保田 武徳	八代郡氷川町梶 464 番地
理事	西田 直	八代郡氷川町有佐 115 番地
理事	木村 国博	八代郡氷川町今 132 番地
監事	上村 徹也	八代郡氷川町島地 1417 番地
監事	稲崎 博敏	八代郡氷川町野津 2986 番地
監事	宮崎 繁晴	八代市鏡町中島 193 番地 1

熊本県公告第 344 号

天草郡苓北町に事務所を置く苓北町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	森 正利	天草郡苓北町富岡 2742 番地
就任 監事	三好 重信	天草郡苓北町富岡 2829 番地

熊本県公告第 345 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
壽屋植木店（現名称：スーパーはなまる）
鹿本郡植木町植木 2 丁目 189
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 1,497 平方メートル
廃止後 0 平方メートル
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日
平成 20 年 3 月 26 日
- 廃止する理由
店舗解体のため（別の場所で 1,000 平方メートル以下の店舗として営業）
- 届出年月日
平成 20 年 4 月 24 日

熊本県公告第 346 号

熊本県情報システムの在り方見直しを検討するために「熊本県情報システムの在り方見直しに係る調査業務」の実施を予定しているので、当該業務に係る提案資料等を募集する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 委託業務概要
(1) 名称
熊本県情報システムの在り方見直しに係る調査業務

- (2) 概要
 熊本県情報システムの在り方見直しを検討するために「熊本県情報システムの在り方見直しに係る調査業務」を委託する。
- 2 提案資料等の内容
 提案資料等に記載する内容については、「熊本県情報システムの在り方見直しに係る調査業務企画提案実施要領」において明示する。
- 3 委託期間
 契約締結日から平成 20 年 12 月 19 日まで
- 4 提案参加資格
 次に掲げる条件を満たすものであること。
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号及び平成 19 年熊本県告示第 209 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目（第一分類：17 情報処理業務並びに第二分類：01 情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。
 業務委託契約等に係る業者選定要領（平成 18 年熊本県告示第 1204 号一部改正。以下「要領」という。）による格付け区分別発注の上限額に基づき、格付け区分が A 又は B の者であること。
- 5 提案資料の提出期限
 (1) 受付期限 平成 20 年 5 月 23 日（金）午後 5 時（郵送による場合は必着のこと。）
 (2) 受付場所 〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 総務部行政経営課（電話番号 096-333-2058）
- 6 説明書の交付等
 この公告に基づき提案資料等の提供を行う者に対して、次のとおり「熊本県情報システムの在り方見直しに係る調査業務企画提案実施要領」を交付する。
 (1) 交付期限 平成 20 年 5 月 16 日（金）午後 5 時
 (2) 交付場所 5 の（2）に同じ。
- 7 この業務委託の詳細は、「熊本県情報システムの在り方見直しに係る調査業務仕様書」による。
- 8 その他
 この公告に基づき提案された提案資料等の中から優秀と認められるものを選考のうえ、業務委託するものとする。

熊本県公告第 347 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 5 項の規定により、平成 20 年度の地籍調査事業に関する計画を次のように公告する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行う者の名称	調査地域名	調査期間
熊本市	戸島一丁目、戸島七丁目、戸島西五丁目及び戸島町の各一部	平成 20 年 4 月 30 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで
八代市	大島町、坂本町鮎埴い、坂本町鮎埴ろ、坂本町鮎埴は、坂本町鮎埴に、鏡町鏡村、鏡町内田、鏡町下村有佐、下有佐、東陽町河俣及び泉町仁田尾の各一部並びに郡築 5 番町、郡築 6 番町、郡築 7 番町、郡築 8 番町及び郡築 9 番町の全部	
水俣市	湯出、石坂川、久木野及び越古場の各一部	
天草市	魚貫町、二浦町、久玉町及び牛深町の各一部	
山鹿市	菊鹿町山内、矢谷及び相良の各一部	
菊池市	隈府、四町分、旭志麓、亘、木庭及び藤田の各一部	
宇土市	長浜町、上網田町及び下網田町の各一部	
上天草市	大矢野町維和の一部	
宇城市	三角町波多の一部	
阿蘇市	大字赤仁田の一部	
植木町	大字米塚、色出、正清、豊岡及び轟の各一部並びに鈴麦及び宮原の全部	
南小国町	大字中原及び満願寺の各一部	
小国町	大字宮原及び下城の各一部	
産山村	大字産山、大利及び片俣の各一部	
高森町	大字野尻及び中の各一部	

南阿蘇村	大字河陰の一部
西原村	大字河原の一部
益城町	大字寺中、上棟及び平田の各一部
山都町	畑、城原及び今の各一部並びに長原、白藤、安方、井無田、高辻、下山及び伊勢の全部
氷川町	島地、新田、野津及び高塚の各一部
芦北町	大字天月、白木、立川及び吉尾の各一部並びに白石及び簸瀬の全部
多良木町	大字槻木及び多良木の各一部
五木村	大字甲、乙及び丙の各一部
球磨村	大字渡甲及び渡乙の各一部

熊本県公告第 348 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	竜北(氷川町)	平成 17 年 7 月 21 日	平成 20 年 3 月 31 日	熊本県

熊本県公告第 349 号

上益城郡甲佐町に事務所を置く船津土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	野仲 明	上益城郡甲佐町大字船津 924 番地
理事	安達 満雄	上益城郡甲佐町大字船津 1933 番地
理事	宮崎 和友	上益城郡甲佐町大字船津 251 番地
理事	森田 富男	上益城郡甲佐町大字船津 1181 番地
理事	後藤 宗夫	上益城郡甲佐町大字船津 941 番地
理事	北野 雄二	上益城郡甲佐町大字船津 1970 番地
理事	仲原 京子	上益城郡甲佐町大字船津 2519 番地
監事	山下 日出樹	上益城郡甲佐町大字船津 2082 番地
監事	稲葉 英明	上益城郡甲佐町大字船津 1908 番地
就任		
理事	井元 益美	上益城郡甲佐町大字船津 1900 番地
理事	森田 浩一	上益城郡甲佐町大字船津 773 番地 1
理事	松本 健次	上益城郡甲佐町大字船津 2157 番地
理事	山下 タツエ	上益城郡甲佐町大字船津 1857 番地
理事	野仲 重敏	上益城郡甲佐町大字有安 770 番地 5
理事	野仲 和浩	上益城郡甲佐町大字船津 925 番地
理事	井元 久美子	上益城郡甲佐町大字船津 1906 番地
監事	日隈 誠司	上益城郡甲佐町大字船津 2116 番地 1
監事	幡野 文夫	上益城郡甲佐町大字船津 940 番地 5

熊本県公告第 350 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了した

ので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市荒尾字西大谷 4442 番 1、同 4442 番 13、同 4446 番 3、同 4446 番 11、同 4446 番 12、同 4446 番 13、同 4446 番 14、同 4454 番 1 及び同 4454 番 4
2,685.81㎡
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市下井手字藤牧 1616 番地 67
株式会社スカイワード

熊本県公告第 351 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
長洲都市計画用途地域（長洲町）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 352 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
長洲都市計画臨港地区（長洲町）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 353 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画公園 4・4・9 号嘉島町運動公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 63 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 20 年 4 月 1 日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の所在地
家入安弘後援会	家入 安弘	清田 和義	熊本市高平 2-2-23
釜信一後援会	釜 信一	釜 満夫	葦北郡芦北町大字女島 1736
福永浩介政治経済研究会	福永 浩介	川添 将	人吉市九日町 1-1
富士田公二後援会	富士田公二	岡崎 彰	宇城市小川町西北小川 402

いせり文義と一緒に元気な熊本を創る会 梅田雄二後援会 木村一平後援会 浩和会 古村逸男後援会 佐藤たくじ後援会 清水健世後援会 下田こうしを支援する熊本県民の会 正義会 政治結社 大東亜国家同盟九州総本部	井芹 文義 一柳 定男 森 繁隆 淵田 稔 井上 吉弘 山田 功 沢近 四朗 青谷 克彦 成田 広作 藤原 浩幸	井芹 義幸 佐藤 公博 山田ワカエ 三木 修資 山下平四郎 高津 武司 清水 拓治 吉田與四郎 石崎 正治 藤原 浩幸	熊本市良町 2-11-7 菊池市隈府 1495-1 天草郡天草町高浜乙第 172 人吉市九日町 1 葦北郡芦北町大字芦北 2800-3 熊本市高平 2-25-54-3F 荒尾市増永 2791-8 上益城郡御船町御船 953-1 下益城郡城南町坂野 2043 熊本市水前寺 1-31-6 水前寺キャステール 306 号 熊本市大江 3-4-8 人吉市富ヶ尾町 1-1 菊池市旭志麓 1483 下益城郡城南町下宮地 427
政治結社 凜々館 たかせ清春後援会 出口一生後援会 とうやたけ子の元気勇気やる気を支援する会 富永ひろし後援会 豊田紀代美後援会 原英夫後援会 藤井次男後援会 ホームタウンくまもと 牧野正治後援会 増田哲也後援会 松本もとすけと天草ネットワーク 森たかひろ後援会 矢野康宏後援会 よしだ後援会 吉村光後援会	出口 敏明 西 輝男 本田 実 下園 隆博 舟津 高則 豊田紀代美 田上 昭 関野 末雄 富永 優 請野 孝信 浦壁 壮介 松本 基督 古庄 廣美 矢野 康宏 斎藤 貴 金子 重美	浜畑 次男 高瀬 周二 岩根 時義 金田 徳子 古荘 雅啓 豊田 秋蔵 原 康之 藤井美代子 山崎 操 野田 年二 浜崎ハナコ 松本るり子 吉井 紘正 矢野 希 吉田 臣一 前田 保美	菊池郡菊湯町久保田 2808-10 宇城市松橋町豊福 405 八代市鏡町鏡 50 八代市古閑浜町 3280-1 熊本市新屋敷 1-1-41 鹿本郡植木町亀甲 849 天草郡河浦町崎津 823-22 天草郡五和町二江 4557A-102 菊池市泗水町永 4019 熊本市良町 2-4-16 水俣市袋 735-6 球磨郡湯前町 2677

熊本県収用委員会公告第 1 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 20 年 5 月 12 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 九州新幹線博多・新八代間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、水路、農業用道路及び農業用水路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県下益城郡富合町大字志々水字雨田

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
56 番 1	田	宅地	824	824.32	15.89

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県下益城郡富合町大字志々水字雨田

地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
56 番 1	田	宅地	824	824.32	7.35

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 登記名義人 高田 順太郎の相続人
 高田 未（法定持分 270 分の 48）

- 熊本県下益城郡富合町大字志々水 766 番地 2
 高田 ミドリ (法定持分 270 分の 24)
 岐阜県大垣市世安町一丁目 110 番地 4
 高田 勇一 (法定持分 270 分の 6)
 岐阜県大垣市世安町一丁目 110 番地 4
 川村 浩次 (法定持分 270 分の 6)
 滋賀県彦根市小泉町 1 番地 51
 高田 友広 (法定持分 270 分の 6)
 愛知県愛知郡長久手町砂子 101 番地 イーストヒルズ 384・405 号
 松井 裕美 (法定持分 270 分の 6)
 大阪府高槻市富田町二丁目 12 番 6 号
 亀田 キクエ (法定持分 270 分の 48)
 熊本県宇土市住吉町 898 番地 3
 高田 正志 (法定持分 270 分の 48)
 熊本県熊本市川尻三丁目 4 番 35 号
 樋 喜代子 (法定持分 270 分の 48)
 大阪府豊中市庄内幸町五丁目 20 番 2 号
 梅田 ケイ子 (法定持分 270 分の 10)
 熊本県上益城郡御船町大字滝川 1015 番地
 高田 勝行 (法定持分 270 分の 10)
 熊本県宇土市入地町 5 番地 10
 高田 實 (法定持分 270 分の 10)
 熊本県宇土市築籠町 39 番地
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 株式会社南陽ディーゼルトウゲ
 代表取締役 丹 和男
 熊本県下益城郡富合町大字志々水 58 番地 2
 借地権
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成 20 年 4 月 25 日

正 誤

平成 20 年 4 月 25 日付け熊本県公報第 11686 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
18	6	静岡県 昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた男性	静岡県 昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた男性